

正規雇用社員を広く募集したい農業法人の皆様へ 求人票を広く発信しませんか？

正規雇用社員を確保するため、地域の知り合いに声をかけたり、ハローワークに求人票を出してきたが、なかなか人材が集まらない・・・。

そのようなことをお感じの農業法人の皆様！

秋田県が雇用就農をサポートします！

手法

皆様の農業法人からお預かりした求人票を
農業求人サイトやSNS等により発信し、
全国から就農希望者を募ります！

要件

「トライアル雇用」をしていただきます。

「トライアル雇用」とは？

- ① 1～3か月の期間を定めた雇用契約を結ぶこと
- ② 労災保険に加入していること

メリット

- ・求人票の発信は無料です。
- ・正規雇用前に「トライアル雇用」をしていただくと、
1人当たり2万円／月（最大3か月）をお支払いします。

お問合せ先

秋田県農林政策課 担い手支援チーム 電話：018-860-1726 FAX：018-860-3842

●農林水産省の令和8年度トライアル雇用就農促進事業を活用しています。

トライアル雇用就農受入 申込書

正規雇用への移行を前提としたトライアル雇用就農の受入を申し込みます。

貴経営体名		
ご住所	〒 —	
電話番号		
FAX番号		
メールアドレス		
ご担当者	所属・役職	
	氏名	

誓約事項

誓約される場合、次の□にチェック(☑)をいれてください。

- ☐ 自己及び本事業実施主体の構成員・役員等は、次のアからウまでのいずれにも該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウまでのいずれの関与もありません。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者

- ☐ 労働者災害補償保険(労災保険)に加入しています。

- ☐ 新たに正規雇用により従業員を雇用する意向があります。

申込先 秋田県農林水産部農林政策課 担い手支援チーム

TEL : 018-860-1726 FAX : 018-860-3842

E-Mail nourinseisaku@pref.akita.lg.jp